

## 練馬区病棟整備に係る設備整備費補助金交付要綱

平成27年10月5日

27練健地第10026号

### (目的)

第1条 この要綱は、区内に回復期および慢性期の病棟を整備する医療法人等に対し、区が設備整備費の一部を補助することにより、患者の在宅復帰に向けた医療環境の整備を促進するとともに、病床の確保を図ることを目的とする。

### (補助の対象)

第2条 この要綱による補助は、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第58号）で定める地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟または療養病棟を区内に整備する医療法人等であって、つぎの各号に掲げるいずれかの届出を厚生労働省へ届け出るものを対象とする。

(1) 地域包括ケア病棟入院料の届出

(2) 回復期リハビリテーション病棟入院料の届出

(3) 療養病棟入院基本料の届出

2 前項の届出は、当該病棟における地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床および療養病床の合計数が、届出の前後を比較して増加するものに限る。

3 区内の病院のうち、第1項に規定する病棟以外の病棟から同項に規定する病棟に転換した場合は、前項に規定する病床数の増加とみなす。

### (対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条第1項に規定する病棟を整備するために必要な病室、浴室、診察室、機能回復訓練室その他区長が必要と認める箇所における、つぎに掲げる機器および備品の整備に要する費用（機器・備品購入費、リース料）とする。

(1) ベッド

(2) 介助浴槽

(3) レントゲン、CT装置その他診察に要する機器

(4) リハビリテーション関連機器

(5) 前各号に掲げるもののほか、病棟整備に必要な機器および備品の整備で区長が必要と認めるもの

2 前項の機器および備品を購入する場合は、購入単価5万円（税別）以上のものを対象とする。

3 第1項の機器および備品をリースにより調達する場合（以下「リース物件」という。）は、リース単価にリース期間を乗じて得た額が5万円（税別）以上のものを対象とする。

4 前項の規定によるリース物件の補助の対象期間は、5年を限度とする。

### (補助金の交付)

第4条 補助金の額は、次項に基づき算出された金額を上限として、区の予算の範囲内で交

付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助金の額の算出は、1床当たりの基準単価180万円に増加した病床数を乗じて得た額（以下「基準額」という。）と前条に該当する経費で実際に支出した額とを比較して、少ない方の額に4分の3を乗じた額とする。

（交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が指定する期日までに、練馬区病棟整備に係る設備整備費補助金交付申請書（第1号様式）に、経費所要額調（第1号様式の2）、事業計画書（第1号様式の3）、機器・備品一覧表（第1号様式の4）およびリース支払計画書（第1号様式の5）その他関係書類を添付して区長に提出しなければならない。

（交付決定および通知）

第6条 区長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、交付申請書および関係書類の審査ならびに必要に応じて現地調査等を行い、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容（以下「補助事業」という。）を練馬区病棟整備に係る設備整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定は、第9条から第26条までに掲げる条件を付すものとする。

（申請の撤回）

第7条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後、当該通知に係る補助金の内容またはこれに付した条件に異議があるときは、この交付の決定の日から14日以内に申請を撤回することができる。

（契約等の時期）

第8条 この補助金の対象経費は、第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が交付決定を受けた日の属する年度に契約、納品および検査をするものに限るものとする。ただし、交付決定を受けた日の属する年度より前の年度に契約、納品または検査をするものであって当該補助事業と密接不可分であると区長が認めたものについては、この限りでない。

2 リース物件については、この補助金を受ける初年度に、第5条に規定するリース支払計画書（第1号様式の5）に記載のある物件に対してのみ、各年度において前項の契約、納品および検査があったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業がつぎのいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由およびその他必要事項を記載した書面を区長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更または中

止を承認する場合には、練馬区病棟整備に係る設備整備費補助事業変更(中止・廃止)承認書(第2号様式の2)により、補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 区長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消し等を行う場合には、練馬区病棟整備に係る設備整備費補助金交付決定取消等通知書(第3号様式)を補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業のうち、既に契約が完了した部分については、この限りでない。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が補助金の交付を決定する日の属する年度内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し等を書面により区長に報告しなければならない。

2 前項の報告に基づき、区長が必要な指示をした場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第12条 区長は、補助事業の円滑で適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況その他必要な事項について、補助事業者に対して報告を徵し、または検査を行うことができる。

(証拠書類の保管等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間これを保管しておかなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときまたは区の会計年度が終了したときは、事業実績報告書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第15条 区長は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、当該事業実績報告書の審査および現地調査等を行い、補助事業の成果が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、練馬区病棟整備に係る設備整備費補助金交付額確定通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 区長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が適当でないと認めるとときは、是正のための措置をとるべきことを命ずるものとする。

(補助金の請求および交付)

第17条 第15条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求に基づき、補助金を交付する。

（決定の取消し）

第18条 区長は、補助事業者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができることとし、練馬区病棟整備に係る設備整備費補助金交付決定取消通知書（第7号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件もしくはこの要綱による指示に違反したとき。

（4）補助事業者が第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた後、5年以内に第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（補助金の返還）

第19条 区長は、前条の規定により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、既に補助事業者が補助金を受領しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（延滞金の納付）

第20条 区長は、前条の規定により、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満切捨て）を納付させることができる。

（延滞金の計算）

第21条 区長は、前条の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（維持管理）

第22条 補助事業者は、補助金により取得した財産については、善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な活用を図らなければならない。

（財産の処分）

第23条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、次項に定める期間を経過するまで区長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 前項による財産の処分の制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

3 区長は、補助事業者が区長の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を納付させることができる。

(リース物件の取扱い)

第24条 申請者のうちリースにより機器および備品を整備する者（以下「リース物件申請者」という。）がリース物件の補助金を受ける場合は、申請する年度に係るリース金額のみを第5条の規定に基づき、年度ごとに申請するものとする。ただし、第4条の規定により算出された額において基準額を適用した場合は、補助の対象となる経費の合計額に占める補助の対象となる経費各々の割合を基準額で乗じて得た額をリース期間で除した額を1年度の金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定を適用したリース物件については、申請する年度より前の年度に係るリース金額を含めて申請することができる。

3 補助対象とするリース物件は、リース支払計画書（第1号様式の5）に記載された機器および備品とし、本件補助金の支給開始以降、当該リース物件を入れ替え、または処分した場合は、当該行為を行った年度から本件補助対象から除外するものとする。

4 リース物件申請者が前条第2項の耐用年数を経過する前に補助対象となっているリース物件を入れ替え、または処分した場合は、区長はその補助金の全部または一部を返還させることができる。

(他補助金との重複)

第25条 この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(基本診療料の施設基準等の改正による補助金の取扱い)

第26条 第6条の規定による補助金の交付の決定を行った後に、基本診療料の施設基準等の改正により、第2条第1項に掲げる病棟の名称または機能等に変更が生じた場合における補助事業者に対するこの補助金の取扱いは、区長が第1条の目的に鑑みて決定する。

付 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

付 則（平成29年3月30日28練健地第10067号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月12日30練健地第10061号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和7年12月26日7練健地第10034号）

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。